

## 持続可能な地域医療提供体制の維持に向けた財政支援等を求める意見書

公立豊岡病院組合は、人口減少・高齢化が著しい但馬医療圏において、3次救急、周産期、がんなどの高度医療を一手に担う基幹病院である。しかし、全国的な賃上げと軌を一にする人件費の増加に加え、薬品をはじめとする材料費、委託料、光熱水費等経費の歴史的な高騰が経営を著しく圧迫し、令和6年度決算では、純損失は12.8億円、内部留保資金はマイナス2.0億円となり、さらに令和7年度の経営はより深刻さを増していることから、このままではもはや運営の継続が危ぶまれる危機的な状況に直面している。

これは、医療機関の収入の根源である診療報酬が「公定価格」であり、これらの急激なコスト増が適切に反映されないことが大きく影響している。実際、令和6年度の消費者物価上昇率や賃金上昇率が大きく伸びたのに対し、同年6月の診療報酬の実質改定率はマイナスになっており、そのギャップが経営悪化の要因になっている。

この間、同病院組合は、様々な增收対策や徹底したコスト削減に懸命に取り組んできたが、その効果は限定的で圧倒的に経営に影響する収支構造を改善するに至っていない。直面する経営状況の悪化は、もはや自助努力のみで解決できる水準をはるかに超えているといえる。

このことは、全国の公立病院の8割超が赤字に陥っているという事実からも、これが個々の病院の問題ではなく、国の医療政策、とりわけ社会保障費の伸びを抑制する「歳出の目安」を前提とした診療報酬制度の構造的欠陥に起因することを明確に示している。

このままでは、但馬医療圏域の医療提供体制の維持が困難になり、市民の安心・安全な生活が脅かされる「医療崩壊」が現実のものとなりかねない。

よって政府においては、地域医療の崩壊を未然に防ぎ、国民が安心して医療を受けられる体制を守るため、下記の事項について断固たる措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 直面する経営危機を回避し安定的な医療提供体制が維持できるよう、医療機関とりわけ公立病院を対象に、物価・人件費高騰を補填する緊急の財政支援(補助金)を迅速かつ簡素な手続きで講じること。
- 2 医療の質や安全、人材確保に必要なコストを度外視した社会保障費の「歳出の目安」ありきの方針を実質的に撤廃し、医療現場の実態と物価・賃金動向を的確に反映した持続可能な財政フレームに転換すること。

3 診療報酬改定において、特に地方で救急医療等の不採算部門を担う基幹病院がその機能を維持できるよう、地域の実情や病院の役割に応じた手厚い評価を断行すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 12 月 24 日

豊 岡 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

様